



逃げたサービック労組！

1月16日、J S労は、サービック労組に対して「J S労に対する誹謗中傷について」と題する申入書を配達証明によりサービック労組の組合事務所に郵送しました。これは、サービック労組の幹部役員が自組合員に対して「J S労との二重加盟は解雇になるかもしれない」「J S労に加入したら子供の就職まで影響する」「J S労は公安警察からマークされている」等と口にしたり、J S労組合員は「J R東海の社員としての義務を放棄している」等と発信したことに対して釈明を求めたものです。

しかし、1月26日、この申入書は、不在のため保管していたが保管期限が経過したとして返送されてきました。

特定記録郵便で郵送及びFAX送信！

これは、サービック労組が不在通知書に何の対応もしなかったということであり、無視をしたとも取れる行為です。そこで、確実に申入書を読覧して対応してもらうために、1月26日に申入書を特定記録郵便で郵送し、同時にサービック労組の組合事務所に在席していた方からの情報によりFAX送信も行いました。

受け取り拒否！釈明ができないサービック労組！

1月29日、特定記録郵便で郵送していた申入書が「受取拒否」にて返送されました。これは、サービック労組がJ S労の申し入れに対して釈明ができないこと、つまり、J S労への誹謗中傷が「嘘」や「デマ」であったことを意味します。

これが責任組合を自称する労働組合の対応です。サービック労組は、会社との労働協約において「会社は、この組合が従業員を代表する唯一の労働組合であり交渉団体であることを認める」との内容を締結しています。従業員を代表する労働組合の認識があるのなら、J S労への加入を妨害するだけのために流布している「嘘」や「デマ」を撤回して、真摯に謝罪することを求めます。

